

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

特定非営利活動法人全国救護活動研究会(24通1)

団体代表者 役職・氏名

代表理事 八柳徳二郎

法人番号

1013105001646

申請団体の住所

東京都あきる野市牛沼5 2 0 番地 8

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

東京都あきる野市牛沼5 0 3 番地 3

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

革新的な災害対応システムの構築並びに防災教育モデルの創出推進事業

複数選択

災害支援事業_
①防災・減災支援_

休眠預金活用事業 事業計画書【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	革新的な災害対応システムの構築並びに防災教育モデルの創出推進事業			
	事業名（副）	従来の既成概念にとられない実践的な減災対策の開発ならびに各世代に適した体験型の減災防災教育モデルの創出			
	団体名	特定非営利活動法人全国救護活動研究会	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		④災害支援事業			
事業の種類2		防災・減災支援			
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
☐	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
☐	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
☐	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	⑨ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	④ 働くことが困難な人への支援
☐	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
☐	⑥女性の経済的自立への支援
☐	⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	災害時に自助共助による救命率を向上させる具体的かつ実践的な子供を中心とした教育プログラム開発支援

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	災害時には公的機関のみで全ての被害に対応することが困難である。同時に災害時に自助共助による救命活動が大きな成果をあげることは過去の災害経験からも明らかである。災害に強い街づくりは市民の意識改革及び自助共助の活性化が根幹と言える。本事業では災害弱者と言われる高齢者や子どもまでを含んだ減災防災教育プロジェクトの創出及び定着であり、また、障害を持った方々の具体的な減災防災対策を生み出す事業であり、最終的に「住み続けられる街づくり」に大きく関連のある事業である。

(1)団体の目的	199/200字
我が国は世界的にも稀な地震大国です。大震災発生時に、まず求められるのは迅速な人命救助です。公助だけでは対応が困難であり、自助共助が必要となります。当法人では、レスキュー隊を教育する専門的なスクールをはじめ、一般市民向けの防災訓練、防災教育、さらに町会自治会向けの地区防災計画作成サポートも行っています。現在は多くの区市町村と連携し、区市町村が開催する防災フェアなどでも減災防災活動を行なっています。	
(2)団体の概要・活動・業務	195/200字
消防・警察。自衛隊向けのレスキュースクール：茨城、千葉、新潟、富山、群馬、東京、兵庫、広島、富山、大分で開催。地域の防災訓練等：東京都内44町会と連携、最大で300名を超える防災訓練を開催、防災備蓄品の整備指導、地区防災計画の作成協力などを実施。防災訓練では、今までに無い体験型防災訓練を行い、現在では地域の一般市民が事前訓練を行い、訓練の当日の説明者に立つなど理想的な発展を遂げています。	

実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2027/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	減災防災関係NPO、減災防災活動団体、町会自治会、地域に根ざした子供会など					(人数)		
最終受益者	広く子どもを中心とした一般市民、特に災害弱者と言われる高齢者や何らかの障害を持つ方々やその家族、母子家庭など、災害時に独力による対応が困難な方々					(人数)		
事業概要	減災・防災は災害発生前の準備（備え）が大きく影響し、災害発生時には事前準備が生死に直結し、災害発生後の避難時の環境や期間、さらには復興対策や復興期間などにも影響を与える。特に災害発生時は、自助共助による活動が重要となり、一般市民の行動が重要となる。また、被災者支援の根幹となる被災地外部からの迅速な支援供給が重要となる。これらの課題点を解決するため、平時において、①災害発生時における被災地道路状況のマッピング体制の充実強化、②より実践的で世代に即した体験型防災訓練の実施、この2本柱で災害対策を充実させる。より現実的な被災地支援を目的として開発されたマッピングシステム（AIAS）に関する協力体制の強化など、自助共助で実施可能な多角的な減災防災対策の推進と全国的な定着を目的としたトレーニングを行う。また、幼児期より積極的な体験型学習を行い、減災防災対策の拡充を図る。災害をより「自分事」として想像することができる減災防災意識改革講座や災害時の状況を体験できる体験型防災訓練を行う基盤作りを行う。開発と同時に各世代で体験効果を検証し、より効果的に意識改革ができる手法をシステム化し、パッケージプログラムを創出する。さらにプログラムを実行する際の助成金に関する行政との関わり方などについて伴走型で専門家を派遣し、サポートを実施し、長期的に継続可能な減災防災体制の確立をサポートする。							

591/600字

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	999/1000字
我が国は、世界有数の地震大国で、日本周辺に発生したマグニチュード7以上の地震回数は、全世界で起こる地震回数の実に約35%を占めています。阪神・淡路大震災、十勝沖地震、新潟県中越地震、東日本大震災、さらに能登半島地震は記憶に新しく、また、今後30年以内に巨大地震が発生確率は、東南海地震で80%程度と言われ、甚大な被害を及ぼす恐れのある大震災が発生する可能性が非常に高い状態で、こうした大震災が発生した際に、まず真っ先に求められることは、生存者の迅速な救護活動で、大震災が発生した際、一人で多くの命を救うためには、72時間の壁と言われているように迅速かつ的確な救護活動が一層、求められます。一方で震災発生時には消防の救助隊員など数は圧倒的に劣勢で人命救助の中心は自助共助に委ねられることとなります。しかしながら、自助共助の具体的な発展は行えておらず、一部の地域で限局的に成果を上げているにとどまっています。各地の成果を上げている事例を共有し、研究開発を行い、効果的なプログラムを提供することが理想ではありますが、現実的には実行が困難な状況にあります。このような教育プログラムは、世代ごとに効果的な教育手法が異なることから、さらに教育プログラムの開発を難しくしています。また、このような教育プログラムを作成する際に幼少期は、幼稚園や保育園、学生期は学校、大人になると町会自治会と教育プログラムを研究する機関も異なるため、連動した開発が困難となっています。しかしながら、初めにも述べたとおり、災害時に公助が届かない多くの地域で自助共助により救命が必要なことは過去の災害からも明らかであり、自助共助の発展プログラムを早期に確立することは重要なことです。能登半島地震で大きくクローズアップされた「道路損壊などによる通行障害で緊急消防援助隊を含め支援車両が現地に入れない」という実情です。これらはビックデータを活用した「通れるマップ」などが公表されましたが、現実的には正確性に乏しく支援車両のトラックなどは通行できず、Uターンを余儀なくされるが道幅も狭く、対応困難となり、道路渋滞が発生させるという事象が起きてしまいました。被災者支援には外部からの車両による支援が不可欠であり、道路の状況を見える化するシステムが災害発生時には必要となります。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	198/200字
行政機関では、年に数回の防災訓練や小中学校、高等学校での防災教育、さらには救命講習などの応急救護講習など、さまざまな側面から減災・防災に関する教育を実施している。しかしながら、行政による減災防災教育は狭い内容に留まり、幼少期の教育にあっては幼稚園や保育園、子供は学校、大人は町会自治会などで自主的に実施するべきとされている。また、被災地の道路状況を直接確認するマッピングシステムは存在していない。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	199/200字
マッピングシステムが開発中であり、能登半島地震で試験的に運用され成果を上げた。また、幼児期に効果的に教育ができる応急救護絵本を開発し、読み聞かせ教育を行い成果を上げている。小学生に対する効果的な教育方法を教育機関と共同研究し、防災教育する際の手法として取り入れられている。また、体験型防災訓練を研究し、転倒家具に安全に挟まれる資機材を開発し、子供から高齢者まで安全な体験学習を行い成果を上げている。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	154/200字
全国の減災防災対策を向上させるため、全国規模で教育プログラムの検証を行う必要があり、さらには検証結果の取りまとめを行い、地域に定着したボランティア団体や子供会などの支援者が容易に取り入れることが可能で、効果が高いプログラムを作成するには助成金などを活用し、より積極的に短期間で研究し、成果を上げる必要がある。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
①災害発生時における被災地道路状況のマッピング体制の充実強化については、事業終了時には年間を通したボランティアの登録体制及び定例訓練が安定して企画され、事業終了後2年目には行政もしくは支援団体の長期的な支援や委託によりシステムの維持ができるようにする。②実践的で世代に即した体験型防災訓練の実施については、事業終了から2年後には教育プログラムを活用した減災防災教育が浸透し、幼稚園保育園では、読み聞かせによる教育が20%程度の施設で実施されている状況を目指し、5年後には全国的に減災防災対策絵本による読み聞かせ教育は保育園幼稚園では一般的になっている状況を目指す。また、小学校や中学校などの子供会やPTAでチームビルディングレスキューツアーなどが浸透し、5年後には学生に対する減災防災体験学習が一般的な状況になっていることを目指す。これらの環境に影響を受け、大人に対する減災防災対策も拡充されていくことを目指す。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体/100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
全国におけるマッピングシステム運行支援登録ボランティアの確保及び教育体制を拡充するための広報及び訓練事業などを拡充する。		各都道府県及び各市町村におけるマッピングシステム運行支援登録ボランティア数及び各地域における訓練回数		新規プログラムのため、初期値はゼロである。次年度より、前年度比とする。			短期目標として事業終了後、全国に300名の登録ボランティアを確保し、その50%を訓練修了済みを目標とする。
幼稚園保育園などの施設において、減災防災絵本や教育資機材が整備されることで、読み聞かせボランティアなどによる防災教育が拡充する。		読み聞かせなどによる減災防災教育を実施している施設数、一定地域における実施比率、各施設における実施回数		実行団体の地域（市区町村単位）における読み聞かせなどによる減災防災教育の実施状況をアンケート調査する。			短期目標として、地域の実施比率30%向上を目標とする。
小中学生に対する減災防災体験学習について、効果的な教育プログラムや資機材などを整備することで、地域のボランティア団体、子供会、PTAなどで実施する体制を確立する。		減災防災教育を実施している施設数、一定地域における実施比率、各施設における実施回数		実行団体の地域（市区町村単位）における小中学生に対する減災防災教育の実施状況をアンケート調査する。			短期目標として、地域の実施比率30%向上を目標とする。
町会自治会などで実施する防災訓練の支援として、体験型訓練資機材を整備することでボランティア団体や町会自治会が自助共助発展の目的で防災訓練を実施する環境を整備する。		体験型防災訓練を実施している町会自治会の一定地域における実施比率、各施設における実施回数		実行団体の地域（市区町村単位）における町会自治会の体験型防災訓練の実施状況をアンケート調査する。			短期目標として、地域の実施比率20%向上を目標とする。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
マッピングシステム運行支援ボランティアに対する教育手法及び関係団体への広報方法などについて指導を行う。		訓練回数、広報内容		新規プログラムのため、初期値はゼロである。次年度より、前年度比とする。			登録ボランティアの研修修了による知識技術保有者について、ボランティア総数の50%を目標とする。
読み聞かせなどを行う団体が組織的な活動を行い、市区町村や幼稚園保育園と提携する環境を整備する。		各団体の協定、連携、提携の具体的な状況		実行団体の地域（市区町村単位）における状況をアンケート調査する。			市町村との連携を目指し、保育園幼稚園に関しては30%向上を目標とする。
小中学生に対する減災防災体験学習については、地域の教育委員会など市区町村と連携する機会が多いことからサポートを行い、事業終了後も効果的に活動が出来る環境を整備する。		各団体の協定、連携、提携の具体的な状況		実行団体の地域（市区町村単位）における状況をアンケート調査する。			各地域の連携状況30%向上を目標とする。
町会自治会などについては事業期間中に防災リーダーなどの市民を指導できる市民を教育育成し、自律的に訓練を継続できる環境を整備する。		各団体内の教育が実施可能な指導者人数		実行団体の状況をアンケート調査する。			属する市民の10%の指導者育成を目標とする。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
マッピングシステム導入に向けた必要資機材の購入：情報インフラが途絶した被災地でマッピングシステムを稼働させるために必要な資機材を整備し、登録ボランティアが使用可能な状態に整備する支援を行う。	初年度研究用資機材使用時、2年目もしくは3年目、開発資機材購入時	95/200字
読み聞かせ絵本の購入：幼稚園保育園に対する減災防災を目的とした読み聞かせ教育を実施することが可能となり、その成果が具体的に理解されることで定期的な教育を継続する必要性が理解され、長期的に継続実施されることで自助共助の体制が強化され災害対応能力が向上する。	研究及び指導開始時	127/200字
幼児期の子供が体験可能な体験型防災訓練資機材の購入：幼稚園保育園に対する減災防災を目的とした体験型防災訓練を実施することが可能となり、その成果が具体的に理解されることで定期的な教育を継続する必要性が理解され、長期的に継続実施されることで自助共助の体制が強化され災害対応能力が向上する。	研究及び指導開始時	142/200字
小中学生が体験可能な体験型防災訓練資機材の購入：チームビルディングレスキューツアーなどをパッケージにした小中学生などに対する減災防災体験学習を実施することが可能となり、その成果が具体的に理解されることで定期的な教育を継続する必要性が理解され、長期的に継続実施されることで自助共助の体制が強化され際が一応能力が向上する。	研究及び指導開始時	159/200字
町会自治会が体験可能な体験型防災訓練資機材の配布：町会自治会などに対する体験型防災訓練を実施することが可能となり、その成果が具体的に理解されることで定期的な教育を継続する必要性が理解され、長期的に継続実施されることで自助共助の体制が強化され際が一応能力が向上する。	研究及び指導開始時	132/200字
各団体の活動拠点の整備：各団体の活動拠点を計画的に整備拡充し、長期的に活動可能な環境を整備する。	通年	48/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
目標設定（ビジョン・ミッション・バリューの確立）、人的基盤の確立、資金調達を含む財政基盤の確立、ガバナンス（組織統治体制）整備、評価実施の支援、調査・普及啓発等の支援	通年	83/200字
各団体が地域の行政や組織と連携できるように伴走型の支援を実施する。：具体的な連携、協定、提携の環境を整備することで長期的な活動が可能な環境を整備する。	通年	75/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	各区市町村には広報誌があり、広報誌は地域の団体では投稿が可能であるため、各地域の広報誌への投稿。FMラジオによる広報。ホームページを特設し、インスタグラムなどを連携させ、継続的に市民に視聴してもらえる広報体制を整備する。インターネットを活用した広報では動画の効果的に使用できるため高い広報効果が期待できる。	153/200字
連携・対話戦略	NIコラボなどの事業共有アプリを活用し、リアルタイムで全国の団体の活動状況が把握できるシステムを初期段階で構築する。	58/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	①事業終了後の資金調達の計画として、研究会会員の増加を目的とした広報の拡充、また、法人会員を増やすための広報誌やホームページでのロゴ掲載、防災訓練や講習会などにおける大型ビジョンや掲示板へのロゴ掲載など、具体的な広報内容を具現化し、会員収入を増加させる。また、都道府県、区市町村の助成金を効率的に活用できるように計画をたて、町会自治会などの団体を支援しながら助成金収入を安定化させる。②現在の組織体制に加え、連携する団体との協定を結び、共同で行う事業の固定化、広報の協力など、体制整備を行い、2016年より継続、安定的に進めている事業のさらに安定化させる。③子供会、町会自治会など、自らの企画力と実行力では災害対策の課題解決が困難な団体に対して、行政との仲介組織として効率的に作用し、行政が提供するサービスがスムーズに末端に届くようなサポートをすることで必要団体としての位置付けを定着化させる。	397/400字
実行団体	①地域における行政との連携を高め、行政の掲示板や広報誌への投稿を定着化させることで、公益目的事業を行う団体としての認知度を高め、さらにインスタグラムなどのインターネット広報を充実させることで若手の人材獲得を行うとともに、教育制度を整備し、人材育成を行う。②都道府県、区市町村の助成金を効率的に活用できるように計画をたて、町会自治会などの団体を支援しながら助成金収入を安定化させる。また、地元企業などの支援団体との連携強化を進め、活動資金の安定収入を確保する。これらの連携には行政を介した広報が有効であるため、行政との連携は優先課題として対応する。③子供会、町会自治会など、自らの企画力と実行力では災害対策の課題解決が困難な団体に対して、行政との仲介組織として効率的に作用し、行政が提供するサービスがスムーズに末端に届くようなサポートをすることで必要団体としての位置付けを定着化させる。	392/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	189/800字
昨年度の成果として、東京都の助成金（地域の底力助成金等）を活用し、５８町会と連携し、減災防災対策支援を実施しています。規模は約1400万円です。東京都の子供の笑顔と体験プロジェクトの防災訓練部門で参加し、都内の小中学校、高校で体験型防災訓練を実施予定です。また、体験型防災訓練はあきる野市のふるさと納税の対象商品として選ばれ、チケット化されることとなり、現在準備を進めています。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	693/800字
減災防災に関する研究は1998年に数名の消防士から始まり、臨床救急医医学会、集団災害医学会などにおける研究発表をはじめ、各種論文により成果を公表してまいりました。2006年にはアメリカへ職員を派遣し、情報収集を行い、その成果を講習会として国内で実施し、減災防災を目的とした講習会を今日までに80回以上行い、4000名以上の方が受講しています。子供向けの活動に関する具体例としては、応急救護絵本を作成し、幼稚園や保育園などに対する読み聞かせ活動を行い、全国消防長会賞も受賞しています。6年ほど前から町会自治会などの減災防災対策の支援を充実させ、地域防災計画に連携させる地区防災計画の作成をサポートする活動を始め、現在では東京都のあきる野市を中心に５８町会の減災防災対策に関するサポートを行なっている。活動資金は法人の会報誌及び各種講習の優先受講権利などのサービスで会員収入があり、町会自治会などの一般市民サポートではその９割が行政からの助成金である。地元根ざした団体や市町村などの行政とも連携し、効果的な活動を行なっている。東京都内では企画・計画・実行の全てで行政や消防の援助を受けず、行政や消防も参加する側の防災訓練をコーディネートし、一般市民の300名を超える参加があったことは次世代の減災防災対策実行力として注目を集めている。これらの活動の根幹となるエビデンスは組織の９割以上が現職の消防職員で構成されており、実災害で対応した経験がある職員が計画し、活動していることで研究だけではなく、現実的な減災防災対策を提案できていることが市民の心に直接作用し、事業の成功へと結びつけている。	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	20	
(2)実行団体のイメージ	被災地支援を行なっている団体、子供会やPTAなどの子供の減災防災対策に直接関わることができる団体、地域に根ざしたボランティア団体、町会自治会などの一般市民が構成する防災組織、小学生向けの「浮いて待てプール講習」などを行なっている消防士のボランティア団体	126/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1 実行団体年間7,000,000円～8,000,000円、上限を10,000,000円とする。マッピングシステム構築と体験型防災訓練の両方の事業を行う団体があった場合は年間の上限を20,000,000円とする。	105/200字
(4)案件発掘の工夫	当法人が有している日本全国で活動しているプロボノの団体に広く広報を行います。現在把握している団体で各都道府県で1団体は情報がありますので多くの団体から問い合わせがあると予想されます。また、当法人で情報のない団体はインターネットで調べるだけでも多く見つかりますので案件発掘の専任担当者を指定し、広報活動を行います。合わせて、本事業の目的を紹介したホームページを作成し、全ての団体が同じ方向を向いて、成果をあげれるように対応する予定です。	217/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	○本事業専任担当者：事業管理者、事業補助者（行政書士）、経理担当者、プロジェクトリーダー、サプリーダー ○NPO兼任担当者：東日本統括者１名、西日本統括者１名、サーバントリーダー６名（北海道・四国支部、東北支部、関東支部、近畿支部、東海中国支部、九州支部）					128/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数		内 訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
	5	名	新規採用人数 (予定も含む)	5	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)
			既存PO人数	0	名	
※資金分配団体用						
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	事業を行う上での取り決めに行政書士が作成し、確実な取り決めるを行うほか、全国に展開している当法人の管理体制を活用し、リアルタイムで各団体の活動を情報収集するとともに動画及び画像で記録し、NIコラボなどの情報管理システムで一元的に事業内容を管理します。（この情報管理は他団体の活動を広く知ることができるため、各種違反防止になるだけでなく、参考案件となるため、事業の発展も期待できる。）					190/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2024/10/01 ~ 2027/03/31	
資金分配団体	事業名	革新的な災害対応システムの構築並びに防災教育モデルの創出 推進事業	
	団体名	特定非営利活動法人全国救護活動研究会	

	助成金
事業費	220,390,000
実行団体への助成	190,000,000
管理的経費	30,390,000
プログラムオフィサー関連経費	22,540,000
評価関連経費	18,000,000
資金分配団体用	9,000,000
実行団体用	9,000,000
合計	260,930,000

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	3,954,000	78,812,000	68,812,000	68,812,000	220,390,000
実行団体への助成		70,000,000	60,000,000	60,000,000	190,000,000
－					
管理的経費	3,954,000	8,812,000	8,812,000	8,812,000	30,390,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	2,164,000	6,792,000	6,792,000	6,792,000	22,540,000
プログラム・オフィサー人件費等	1,600,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	16,000,000
その他経費	564,000	1,992,000	1,992,000	1,992,000	6,540,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	0	6,000,000	6,000,000	6,000,000	18,000,000
資金分配団体用	0	3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000
実行団体用		3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	6,118,000	91,604,000	81,604,000	81,604,000	260,930,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

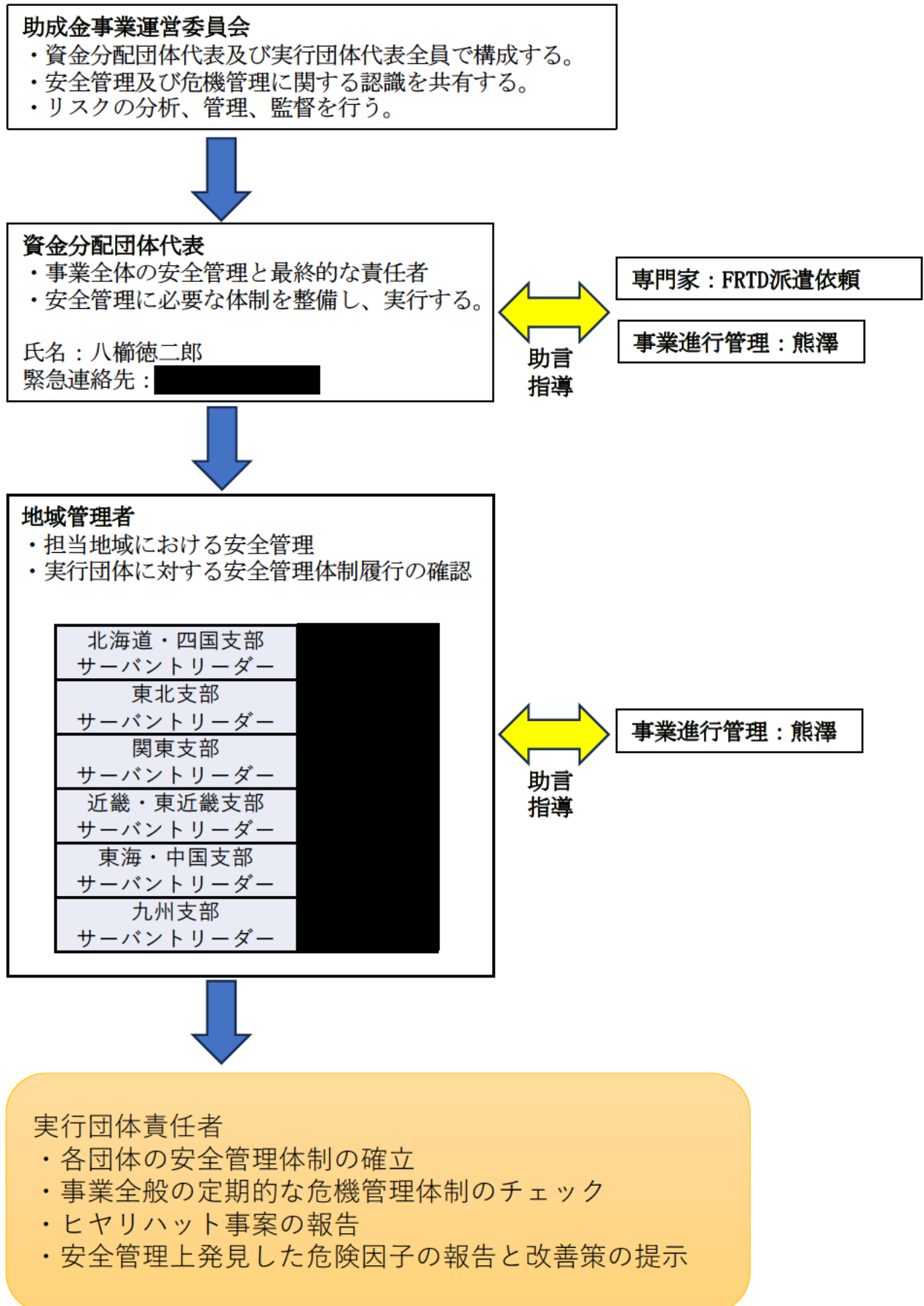
	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	6,420	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、用途等）
2024年度	480	自己資金	A:確定済	
2024年度	1,000	寄付	D:計画段階	日本財団
2025年度	480	自己資金	A:確定済	
2025年度	1,000	寄付	D:計画段階	日本財団
2026年度	480	自己資金	A:確定済	
2026年度	1,000	寄付	D:計画段階	日本財団
2027年度	480	自己資金	A:確定済	
2027年度	1,000	寄付	D:計画段階	日本財団
2024年度	500	現物支援	D:計画段階	ピースウィンズジャパン

安全管理・危機管理の実施体制図



団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体
団体名		特定非営利活動法人全国救護活動研究会	
郵便番号		197-0826	
都道府県		東京都	
市区町村		あきる野市牛沼	
番地等		520-8	
電話番号		042-550-9052	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://csrm.booo.jp/csrm/Welcome.html	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日		2016/02/17	
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヤクシ トクジロウ
	氏名	八櫛 徳二郎
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	7
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	53
常勤職員・従業員数 [人]	12
有給 [人]	2
無給 [人]	10
非常勤職員・従業員数 [人]	41
有給 [人]	0
無給 [人]	41
事務局体制の備考	有給2名は、事務1名及び外部委託税理士1名

(5)会員

団体会員数 [団体数]	3
団体正会員 [団体数]	3
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	436
ボランティア人数(前年度実績) [人]	205
個人正会員 [人]	231
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	3
申請前年度の助成総額 [円]	14,012,000
助成した事業の実績内容	町会自治会と連携した防災訓練関係（東京都助成金）、町会自治会防災減災備蓄品に関する助成金（東京都助成金）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	今年度の実績43件、防災訓練関係13件、町会自治会減災防災対策支援30件

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記戦例（笛弓1～3）は別添のノん笛弓1より入刀ししゝにさい。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求めます。

・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。

・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。

・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。

・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。

・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。

・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は H を半角で入力し、年欄は数字 2 桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。

・性別欄には「半角」で男性は M、女性は F で入力してください。

必 任

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	革新的な災害対応システムの構築並びに防災教育モデルの創出推進事業
団体名:	特定非営利活動法人全国救護活動研究会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項) ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。	
--	--

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第22条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第23条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第22条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第21条	
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第27条	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第13条	
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事の構成に関する規程	第4条	
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第31条	
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条	
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条	
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条	
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第34条	
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第34条	
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第36条	
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条	
● 理事の職務権限					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第14条	
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第14条	
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条	
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程 ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規定	第10条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)～1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条
(1)～2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員および役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第9条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第9条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第3条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第4条、第5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第9条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第9条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第8条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規定	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規定	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規定	第6条、第16条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規定	第9条、第11条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規定	第17条、第18条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規定	第5章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規定	第6章

定款

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

特定非営利活動法人全国救護活動研究会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都あきる野市牛沼 520 番地 8 に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民、特に災害救護活動に関わる方々に対して、救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業、災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業等を行い、災害救護活動に関する技術、知識の向上と国民の生命の保護を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業
- (2) 災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業
- (3) 国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- (1) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- (2) 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。 (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に 弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上5人以内
- (2) 監事1人

2 理事のうち1人を理事長とし、1名以上3人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に 弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 資産の管理方法
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員の選任及び解任
- (8) 役員の職務及び報酬
- (9) 入会金及び会費の額

- (10) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄 (11)解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用 については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決 に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名 押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(区 分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管 理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が法第 25 条第 3 項に規定する事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人が定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 54 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 55 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 八櫛 徳二郎

理事 中村直哉

理事 糸井友行

理事 吉岡利征

理事 熊澤光明

監事 林洋志

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 12 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 28 年 9 月 30 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 個人 0 円 団体 100,000 円 賛助会員 個人 5,000 円 団体 100,000 円

(2) 年会費 正会員 個人 5,000 円 団体 100,000 円 賛助会員 個人 5,000 円 団体 100,000 円

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

コンプライアンス規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組織）

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- 一 コンプライアンス担当理事
- 二 コンプライアンス委員会
- 三 コンプライアンス統括部門

（コンプライアンス担当理事）

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事の互選により選任する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。
- 3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。
- 4 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。
 - 一 コンプライアンス施策の実施の最終責任者
 - 二 コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

（コンプライアンス委員会）

第5条 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、総務部及び外部有識者を委員として構成する。

- 2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 - 一 コンプライアンス施策の検討及び実施
 - 二 コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 - 三 コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - 四 コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 - 五 第三号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第四号の処分及び再発防止策の公表
 - 六 その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

（コンプライアンス委員会の開催）

第6条 コンプライアンス委員会は、委員長の招集により開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会をいつでも招集することができる。

（コンプライアンス統括部門）

第7条 この法人の総務部をコンプライアンス統括部門とする。

- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。
- 3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事に定期的かつ必要に応じて報告する。

（報告、連絡及び相談ルート）

- 第8条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。
- 2 コンプライアンス統括部門は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。
 - 3 役職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

（不正発生時の原因究明、処分、再発防止策と公表）

第9条 コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

- 一 コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討
- 二 コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- 三 原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 給与規程

（総則）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下、「当法人」という）の職員の給与等に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当法人の職員として正式に採用された者に対して適用する。

2 前項以外の嘱託職員、契約職員、パートタイマー、アルバイト等など就業形態が特殊な者についてはこの規程は適用せず、個別の契約等の定めによる。

（給与の種類）

第3条 職員の給与の種類は次に掲げるものとする。

（1）基本給 月給と時間給の二種類とする。

月給の場合、初任給は 19万円～とする。

時間給の場合、東京都の最低賃金に準ずるものとする。

（2）時間外労働の割増賃金

1時間当たり（平均時間給×1.25）とする

（3）通勤手当

交通費実費額が月額10,000円以下の場合、月額、実費を支給する。

月額10,000円を超える場合、月額10,000円を支給する。

（給与締切日及び支払い日）

第4条 給与は月の1日から起算し末日に締切る。

2 給与は毎月翌月25日に支払う。ただし、支給日が金融機関の休日にあたるときはその前日に繰上げて支払う。

（給与の支払方法）

第5条 給与は当該職員の指定する銀行等の当該職員の預金口座への振込みにより支払うこととする。

（昇給）

第6条 昇給は、評価期間を毎年10月1日から翌年9月末までとし、当該期間の勤務成績、技能、能力の向上度合い、功績、当法人の運営状況その他の事項を総合的に査定し、10月に決定する。

2 当法人の業績の消長等により、昇給を行わないこともある。

(給与からの控除)

第7条 給与からの控除金は次の通りとし、適用除外の場合を除き、毎月給与支払の際、これを控除するものとする。

- (1) 健康保険料（介護保険料を含む）
- (2) 厚生年金保険料
- (3) 雇用保険料
- (4) 源泉所得税
- (5) 住民税

(給与の日割計算)

第8条 職員が月の中途から採用されたとき又は月の中途で退職したときは、その月の在職日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(賞与)

第9条 賞与は当法人の業績に応じて、勤務成績、技能、功績その他の事項を考慮し支給することがある。ただし、当法人の運営状況、支給対象者の勤務成績等その他やむを得ない事由がある場合には、支給日を変更し、又は支給しないことがある。なお、金額については理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(休職中の給与)

第10条 休職期間中は、無給とする。

(年次有給休暇等)

第11条 職員が年次有給休暇を取得したときは、1日あたりの賃金額を支給する。

- 2 慶弔休暇、産前産後休暇、母子保健管理のための休暇、生理休暇、育児休暇、介護休暇等の休暇を取得したときは、原則として無給とする。ただし、当法人が特別に認めた場合には、前項と同様の取り扱いとすることができる。

(業務上疾病等による休業)

第12条 当法人の業務上の傷病又は通勤災害により休業した職員は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。

- 2 その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会がこれを定める。

(規程の改廃等)

第13条 本規程は、法律改正、当法人の運営状況又は社会情勢の変化等により必要と認めたときは、規程内容を変更することがある。

(補則)

第14条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定めるものとする。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 経理規定

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下、「当法人」という）の会計処理に関する基準を定め、会計業務を迅速かつ正確に処理し、法人の収支の状況、財産の状況を明らかにして、能率的運営と活動の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 当法人の会計に関する事項は、定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。

（会計処理の原則）

第3条 会計の処理および手続きは、特定非営利活動促進法27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計年度）

第4条 当法人の会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

（会計の区分）

第5条 当法人の会計の区分は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（経理責任者）

第6条 当法人の経理責任者は経理担当理事とする。

（規格外事項）

第7条 この規程に定めのない事項については、事務局長および経理担当理事において協議し、理事長の決裁を得て指示するものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程を改廃する場合には、事務局長の上申に基づいて、理事会の決裁を受けなければならない。

第2章 勘定科目及び帳簿

（勘定科目の設定）

第9条 当法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため 必要な勘定科目を設ける。

（会計伝票）

第10条 資産、負債及び正味財産の増減及び移動並びに収益費用の発生に関する事実について、次に掲げる会計伝票を作成し、これにより記帳整理する。

- (1) 入出金伝票
- (2) 振替伝票

（会計帳簿）

第11条 会計帳簿は、これを主要簿及び補助簿とする。

2 主要簿とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳

3 補助簿とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 現金出納帳
- (2) 借入台帳
- (3) 会員台帳
- (4) 固定資産台帳
- (5) 受取寄付金台帳
- (6) その他事業内容によって必要な帳簿

（帳簿の照合）

第12条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

（帳簿の更新）

第13条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

（帳簿書類の保存期間）

第14条 会計関係書類の保存期間は、文書管理規程のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを越えるものについては、その定めによる。

- 2 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。
- 3 保存期間経過後に会計関係書類を処分するときには、会計責任者の承認を得なければならない。

第3章 金銭出納

（金銭の範囲）

第15条 この規程で金銭とは、現金および預貯金をいい、現金とは通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手・証書などをいう。

（出納責任者）

第16条 金銭の出納・保管については、出納責任者をおくものとする。

2 出納責任者は経理担当理事が任命する。

（金銭の出納）

第17条 金銭の出納は、出納責任者の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

（収納した金銭の保管）

第18条 日々入金した金銭は、これを直ちに支出に充てることなく、収入後速やかに金融機関に預け入れなければならない。

第4章 固定資産

（固定資産の範囲）

第19条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ、取得価額10万円以上の有形固定資産およびその他の資産とする。

（取得価額）

第20条 固定資産の取得価額は次の各号による。

- 一 購入に係るものは、その購入価格に付随費用を加算した額
- 二 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

（固定資産の購入）

第21条 固定資産の購入に際しては、会計責任者および理事長の決裁を受けなければならない。

（固定資産の管理責任者）

第22条 固定資産の管理責任者は事務局長とする。

（固定資産の管理）

第23条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設けて、その保全状況および移動について記録し、移動・毀損・滅失があった場合は会計責任者に報告しなければならない。

（登記および付保）

第24条 固定資産のうち、不動産登記を必要とする場合は登記し、損害のおそれのある固定資産は、適正額の損害保険を付さなければならない。

（減価償却）

第25条 有形固定資産のうち、土地および建設仮勘定を除き、毎会計年度、定率法（建物については定額法）により減価償却を実施するものとする。

（物品の管理）

第26条 物品として管理しなければならない消耗品・図書などは、固定資産に準じて備品台帳を設け、事務局長が管理するものとする。

第5章 予算

（予算の目的）

第27条 予算は、各会計年度の事業計画を明確な計数的目標をもって表示し、もって、事業の円滑な運営を図ることを目的として、収支の合理的な規制を行うものである。

（予算編成）

第28条 活動予算書案は事業計画書案に従って立案し、調整及び編成は理事長が行う。

2 活動予算書は収益費用の目的、性質に従って各科目に区分する。

3 活動予算書案の決定は、理事会の承認を得て総会に付議し、活動予算書の決定並びにその変更は総会の承認を得なければならない。

（予算の補正）

第29条 予算の補正を必要とするときは、理事長は補正予算を作成して、理事会の承認を得なければならない。

第6章 決算

（決算の目的）

第30条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

（計算書類の作成）

第31条 理事長は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類を作成し理事会に提出しなければならない。

(1) 活動計算書

(2) 貸借対照表

(3) 財産目録

2 計算書類は理事会および総会の承認を得なければならない。

(監査)

第32条 前条の計算書類を作成した後、通常総会の開催前までに監事の監査を受けなければならない。

2 監事は監査結果についての意見を書面により徴し、計算書類に添付しなければならない。

(報告)

第33条 前条により監事の監査を受けた事業報告書及び計算書類は、総会の承認を得た後速やかに所轄庁へ提出しなければならない。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 事務局規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下「この法人」という）が、この法人の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

（事務局）

第2条 事務局に、総務部、事業部を置く。

2 各部の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

（職員等）

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
 - (2) 事務局員
- 2 理事長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職責

（職員の職務）

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- 一 事務局長は、理事長の命を受けて、各部の業務を行う。
- 二 事務局員は、事務局長の命を受けて、各部の業務に従事する。

（職員の任免及び職務の指定）

第5条 職員の任免及び職務の指定は、理事長が行う。

第5章 事務処理

（事務の決裁）

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長若しくは理事会の決裁を経なければならない。

（代理決裁）

第7条 理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

（規格外の対応）

第8条 この規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

（細則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別紙 業務の分掌

部	分掌事務
総務部	① 理事会及び総会運営 ② 資金管理、経理並びに予算策定及び管理 ③ 人事及び労務 ④ コンプライアンス及びリスク管理関係(コンプライアンス委員会の運営を含む) ⑤ 内部通報窓口 ⑥ 規程類の制定及び改廃 ⑦ 購買その他の内部システム関係 ⑧ 経営戦略並びに中長期計画又は年度計画の策定及び実行管理 ⑨ 広報、プロモーション及び事業報告 ⑩ その他上記に関連する事項
事業部	① 事業の実施 ② 継続的進捗管理並びに成果評価の点検及び検証 ③ システム構築及び運用 ④ その他上記に関連する事項

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 情報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下「この法人」という）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

（公告）

第5条 この法人は、法令の定めるところに従い、貸借対照表等について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款第52条の方法によるものとする。

（書類の備置き等）

第6条 この法人は、所轄庁に提出された別表1に掲げる書類を事務所に常時備え置くものとし、備え置く期間は、直近の年度より過去5年分とする。
2 この法人は、前項の規定により事務所に備え置いた書類のうち、別表2に掲げる書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

（閲覧等の場所及び日時）

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、理事長の指定する場所とする。
2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前11時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

（閲覧等に関する事務）

第8条 第6条第2項に基づき別表2に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。
(1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要な事項の記入を求め、その提出を受ける。
(2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要な事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。

（インターネットによる情報公開）

第9条 この法人は、第7条第2項の規定による閲覧等のほか、インターネットなどを通じて、広く一般の人々に対して情報の公開に努める。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は理事長が定める。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表1 備置き対象書類一覧

- 1 定款、各種規程
- 2 認証・登記に関する書類の写し
- 3 事業計画書、活動予算書
- 4 事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録
- 5 監査報告書
- 6 役員名簿及び役員報酬規程
- 7 社員名簿
- 8 総会議事録
- 9 理事会議事録

別表2 閲覧対象書類一覧

- 1 定款
- 2 事業計画書、活動予算書
- 3 事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録
- 4 監査報告書
- 5 役員名簿及び役員報酬規程
- 6 社員名簿（前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載したもの）
- 7 総会議事録
- 8 理事会議事録

別表2の1及び5、6については、最新のものを。

様式 1

閲 覧 等 申 請 書

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

理事長 八櫛 徳二郎 殿

申請月日 年 月 日

申請者

申請者住所 〒

電話番号

以下のとおり、閲覧・謄写を申請いたします（該当するものを○で囲んで下さい）。なお私（申請者）は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

閲覧等の目的：

閲覧等を求める書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 事業計画書、活動予算書
3. 事業報告書、貸借対照表、活動計算書、財産目録
4. 監査報告書
5. 役員名簿及び役員報酬規程
6. 社員名簿（前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載したもの）
7. 総会議事録
8. 理事会議事録

様式 2

閱覽等受付簿

[illegible]

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

リスク管理規定

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下「当法人」という）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び当法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当法人の役員および職者に対して適用する。

（リスクの分類）

第3条 この規程において「リスク」とは、当法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性を指すものとし、「具体的リスク」とは、リスクが具現化した次の事象などを指すものとする。

- (1) 信用の危機不全な公益活動や欠陥のある情報の提供等によるイメージの低下
- (2) 財政上の危機収入の減少や資金の運用の失敗等による財政の悪化
- (3) 人的危機労使関係の悪化や役員間の内紛や代表者の承継問題等
- (4) 外部からの危機自然災害
- (5) 事故
- (6) インフルエンザ等の感染症
- (7) 建物爆破、放火、誘拐、恐喝等、並びに脅迫状の受領などの外部からの不法な攻撃、反社会的勢力からの不法な攻撃
- (8) 内部者による背任、横領等の不祥事、また摘発等を前提とした官公庁による立入調査
- (9) その他上記に準ずる緊急事態

（推進体制）

第4条 役員および職員は、この規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底しなければならない。

2 この規程の運営統括は、理事会とする。

3 この規程の管理のための事務局は、理事長が執り行い、理事会にて実施する。

（リスクに関する措置）

第5条 業務の遂行に当たって、法令、定款及び当法人の定める規程など、リスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

2 役員および職員は、具体的リスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、当法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じなければならない。

- 3 役員および職員は、業務上の意思決定を求めるに当たっては、当法人が行う事業において、予見される具体的リスクを進んで明らかにするとともに、これ进行处理するための措置について具申しなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

- 第6条 役員および職員は、具体的リスクが発生した場合には、これに伴い生じる当法人の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内の初期対応を十分な注意をもって行う。
- 2 役員および職員は、具体的リスク発生後、速やかに代表理事および理事に必要な報告をするとともに、その後の処理については、代表理事および理事の指示に従う。
 - 3 役員および職員は、具体的リスクに起因する新たなリスクに備え、前条の措置を講ずる。
 - 4 コンプライアンスに関するリスクについては、「コンプライアンス規程」による対応を行う。

（具体的リスクの処理後の報告）

- 第7条 役員および職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

（緊急事態への対応）

- 第8条 危機によるリスク等が発生し、全体的な対応が重要である場合（以下、「緊急事態」という）は、理事長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
- 2 緊急事態の発生を認知した役員および職員は、速やかに所定の通報先へ通報しなければならない。
 - 3 特定の緊急事態が発生した場合、又はその発生が予想される場合は、緊急事態対策室（以下、「対策室」という）を設置することができる。

（緊急事態に対する基本対応方針）

- 第9条 緊急事態の発生時においては、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。

一 地震、風水害等の自然災害

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・ 必要に応じ官公署へ連絡する。
- ・ 災害対策の強化を図る。

二 事故

(1) 爆発、火災、建物倒壊等の重大事故

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
- ・ 必要に応じ官公署へ連絡する。

- ・事故の再発防止を図る。
- (2) この法人の活動に起因する重大な事故
 - ・生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・必要に応じ官公署へ連絡する。
 - ・事故の再発防止を図る。
- (3) 役職員に係る重大な人身事故
 - ・生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
 - ・事故の再発防止を図る。
- 三 インフルエンザ等の感染症
 - ・生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
 - ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
 - ・集団感染の予防を図る。
- 四 犯罪
 - (1) 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
 - ・生命及び身体の安全を最優先とする。
 - ・不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
 - ・再発防止を図る。
 - (2) 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ・当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・再発防止を図る。
 - (3) 内部者による背任、横領等の不祥事
 - ・当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
 - ・再発防止を図る。
- 五 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
 - ・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
 - ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
 - ・必要に応じ、官公署へ連絡する。
 - ・再発防止を図る。
- 六 その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態
 - ・当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

（緊急事態に対する役員・職員への指示）

第10条 理事長もしくは対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役員および職員に対して一定の行動を指示することができる。役員および職員は、理事長もしくは対策室から指示が出されたときは、その指示に従って行動しなければならない。

- (1) 情報の収集・確認・分析

- (2) 応急処置の決定・指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報、対外連絡の内容、時期、窓口、方法の決定
- (5) 当法人内連絡の内容、時期、方法の決定
- (6) 対策室からの指示、連絡ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の分担等の決定、及び対策実行の指示、並びに実行の確認
- (8) その他、必要事項の決定

(広報対応およびクレームへの対応)

第11条 利害関係者からの信頼を確保するために、法人内外に対する情報公開を適時適切に行う。

2 役員および職員は、口頭又は文書により取引先・顧客などからクレーム・異議などを受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることを意識し、直ちに理事長および理事に報告し、指示を受ける。

3 役員は、クレーム・異議などの重要度を判断し、関係者と協議の上、対応しなければならない。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 内部通報規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下「当法人」という）における、法令又は当法人の規程・内規等に違反する不正行為（以下「法令違反等行為」という）の早期発見及びその是正措置並びに内部通報者の保護を図るために必要な事項を定めることにより、当法人のコンプライアンス規程の目的を補完して、当法人の健全な運営に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、当法人の全ての役職員、当法人の事業活動の関係者（会員、委託業務従事者その他理事長が指定する者を含む）に対して適用し、これらの者を第3条に定める内部通報を行う者（以下「内部通報者」という）とする。

（定義）

第3条 この規程に定める「内部通報」とは、当法人の事業活動に関して、次に掲げる法令違反等行為が生じている又は生じる可能性がある場合に、これを当法人又は外部機関に通報又は相談（以下「通報等」という）することをいう。

- 一 法令又は当法人の定款、規程・内規等に違反する行為
- 二 前条に定める者その他当法人の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 三 当法人の名誉又は社会的信用を侵害し又は低下させるおそれのある行為
- 四 その他当法人、前条に定める者又は当法人の利害関係者に重大な損害を生じさせるおそれのある行為

（体制）

第4条 当法人は、別に定めるコンプライアンス規程により設置された、コンプライアンス委員会の委員長をもって内部通報の窓口とする。

- 2 前項の他、役員に係る通報等のため、外部窓口を設置することができる。

（通報等の方法等）

第5条 内部通報者は、前条に定める窓口に対して、電話、電子メール、書面又は直接面談の方法により通報等を行うことができる。通報の窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、第2条で定める者に別途通知するものとする。

- 2 通報等は原則実名とするが、直接面談を除く前項のいずれの方法による場合も、匿名により通報等を行うことができる。但し、匿名の場合には法令違反等行為について信じるに足る相当な根拠を必要とする。
- 3 内部通報者は、不正に利益を得る目的、当法人又は第三者に損害を与える目的その他不正な目的で通報等を行ってはならない。

- 4 当法人との契約又は当法人の就業規則その他の規程における守秘義務に関する規程は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げない。

（通報等への対応）

- 第6条 通報の窓口は、内部通報者から通報等を受けたときは、直ちに理事長に報告しなければならない。但し、通報等が理事長に係るものである場合は、監事に報告するものとする。
- 2 報告を受けた理事長又は監事は、速やかに法令違反等行為に関する調査の開始及びその他の対応につき決定するとともにコンプライアンス委員会に対し通報等の内容を報告するものとする。
 - 3 前項において、通報等を受理しないことを決定した場合には、通報の窓口を通じて内部通報者に対し、その旨を理由とともに速やかに通知する。

（調査の実施）

- 第7条 通報等に係る調査を開始するにあたり必要と判断した場合には、理事長は通報事案調査チームを設置して調査にあたらせることができる。但し、通報等が理事長に係るものである場合には、通報の窓口が監事と協議の上その判断及び指示を行うものとする。また、いずれの場合においても、必要に応じて外部機関に当該調査を依頼することができるものとする。
- 2 調査において、役職員は、正当な理由がある場合を除き、関連資料の提出、事実の報告その他調査に必要な行為を求められた場合は、これに応じて協力しなければならない。
 - 3 調査は公正かつ公平に行われ、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と通報等の内容への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
 - 4 調査において、通報等の内容に関する高度の専門性を要する場合には、外部の有識者に意見を求めることができる。

（調査結果に基づく対応、通知及び公表）

- 第8条 前条の調査により法令等違反行為が確認された場合、理事長は速やかに対応を行うものとし、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、違反行為の中止命令等による是正、必要に応じて懲戒処分若しくは刑事告発及び再発防止策等の措置を講じる。通報等が理事長に係るものである場合には、通報の窓口が監事と協議の上これを行うものとする。
- 2 通報の窓口は、理事長の指示により、調査により確認された法令等違反行為の有無、当該行為が確認された場合の是正措置及び当該行為者の処分等について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく内部通報者に対して通知するものとする。なお、匿名の通報等の場合はこの限りではない。通報等が理事長に係るものである場合には、通報の窓口が監事と協議の上この通知を指示するものとする。

- 3 理事長は、調査により確認された法令等違反行為の有無、当該行為が確認された場合の是正措置及び当該行為者の処分等対応の概要を(但し、通報者等個人の氏名を除く)、速やかに理事会に報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。通報等が理事長に係るものである場合には、通報の窓口が監事と協議の上これ行うものとする。
- 4 法人は、通報等をしたことを理由に、内部通報者本人が不利益を被る取扱いをしてはならず、内部通報者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を取らなければならない。

(内部通報者等の保護)

第9条 当法人は、内部通報者が通報等を行ったこと、役職員が内部通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に協力したこと等を理由として、内部通報者本人及び関係役職員に対して、懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、不利益になる処分又は措置を行ってはならない。但し、内部通報者が不正な目的で通報等を行った場合はこの限りではない。

(内部通報制度に関する教育)

第10条 当法人は、役職員に対して、公益通報者保護を含む内部通報制度について研修等により周知徹底を図るものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 文書管理規程

（名 称）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下「当法人」という。）における文書の取扱いについて定め、事務を正確かつ効率的に処理することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、法人文書とは、不特定多数の者に頒布又は販売することを目的として発行されるものを除く、業務上取扱う文書及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等の記録を含む。）であって、当法人が保有しているものをいう。

（事務処理の原則）

第3条 当法人の事務は、原則として文書により処理するものとする。

2 文書によらないで事務を処理したときは、遅滞なく当該事務の内容に応じて適切な内容の文書を作成及び保管し、事後に支障のないようにしなければならない。

（取扱いの原則）

第4条 法人文書の取扱いは、責任の所在を明らかにして正確かつ迅速に行うとともに、常に整理し、その所在を明らかにしておかなければならない。

（文書管理担当者）

第5条 当法人に文書管理担当者を置く。

2 文書管理担当者は、理事長が任免する。

3 文書管理担当者は、法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

（決裁手続）

第6条 文書の起案は、事務局規程に定める各部門において行うものとする。

2 前項の規定により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、理事の職務権限規程に定める決裁権者の決裁を受けるものとする。

（受信文書）

第7条 当法人が受信した文書（以下「受信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、文書管理担当者において受け付けるものとし、文書管理担当者以外の者が受信文書を受け取ったときは、速やかに文書管理担当者に回付しなければならない。

（外部発信文書）

第8条 当法人が外部に発信する文書（以下「発信文書」という。ただし、関連する事案が軽微なものは除く。）は、第6条の決裁手続きを経た後に発信する。

2 前項の規定による発信文書については、担当部門において発信するとともに、伺書に発信等の処理状況を記載し、または処理結果がわかる資料の添付を行う。

（整理及び保管）

第9条 法人文書の整理及び保管は、原則として当該法人文書に係る業務を行う部門において行う。

（保存期間）

第10条 法人文書の保存期間は、別表の文書保存期間基準表による。ただし、関係法規により保存期間が定められているものは、当該法規の規定に従う。

2 前項の保存期間は、当該法人文書の処理が完了した事業年度の翌事業年度から起算する。

（廃棄）

第11条 保存期間を経過した法人文書は廃棄する。ただし、理事長又は決裁者が引続き保存する必要があると認めたものはこの限りではない。

2 前項の廃棄は、法人文書の内容に応じて情報の保護等に配慮した適切な方法により行う。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表 文書保存期間基準表

保存期間	文書の種類
永年	行政庁等への提出文書、行政庁等からの許可書、認可書、通達などで重要な書類
永年	行政庁等による検査又は命令に関する文書
永年	登記に関する文書
永年	定款、規程等に関する文書
永年	財務諸表等 (活動計算書、貸借対照表、財務諸表の注記、財産目録、事業報告、監査報告等)
10 年	会計監査に係る文書
10 年	理事会、第三者委員会等の議事録、開催に関する文書
10 年	効力の永続する契約に関する文書
10 年	重要な権利や財産に関わる書類
10 年	重要な人事に関する文書 (表彰や懲罰を含む)
10 年	労働協約に関する書類
10 年	会計帳簿、会計伝票、取引書類
10 年	源泉徴収簿
10 年	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書、配偶者特別控除申告書、保険料控除申告書
5 年	事業報告書
5 年	会計監査に係る報告書
5 年	従業員の身元保証書、誓約書等
5 年	軽微な契約に関する文書
4 年	雇用保険の被保険者に関する書類(離職票、雇用保険被保険者資格取得確認通知書等)
3 年	労働者名簿
3 年	賃金台帳
3 年	役職員の採用・退職・解雇に関する文書
3 年	賃金その他労働関係の常用書類
3 年	時間外・休日労働協定届 (36協定)
3 年	労災保険に関する書類
3 年	労働保険の徴収・納付等に関する書類
3 年	出勤簿(タイムカード)
3 年	残業命令など時間の記録に関する重要な書類
2 年	健康保険・厚生年金保険に関する書類
2 年	雇用保険に関する書類 (被保険者関係以外の一切)

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 役員および役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下「当法人」という）の役員および役職者の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、当法人の役員および役職者に対して適用する。

2 この規程でいう役職者とは、事務局の役職員をいう。

（自己申告）

第3条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

（定期申告）

第4条 役員は、毎年12月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に書面で申告するものとする。

（申告後の対応）

第5条 前3条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事および監事である場合には事務局長が、申告を行った者が事務局長である場合にあっては理事長が、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置を求めるものとする。

（申告内容及び申告書面の管理）

第6条 第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局にて管理するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下、「当法人」という）の定款第18条に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して、基本事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 当法人の役員は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 本法人の役員がその職務の執行に当たって負担した費用（職務の遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう）については、当該役員からの請求があった日以降、遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 利益相反防止に関する規程

（名 称）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下「当法人」という）「利益相反に該当する事項」について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、当法人の役員に対して適用する。

（利益相反行為の禁止）

- 第3条 資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置として、自己申告と定期申告をさせるとともに、情報開示を行う。
- 2 この法人が助成先団体を選定、監督するにあたり、法人と助成先団体との間の利益相反行為をしてはならない。
 - 3 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

- 第4条 当法人は、利益相反を防止するとともに役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。
- 2 当法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。
 - 3 当法人は、利益相反防止のため、理事に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

理事の構成等に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会（以下、「当法人」という）の理事の構成に関する事項について定めたものである。

(定数)

第2条 当法人は、定款の定めに従い、3人以上5人以内の理事を置く。

2 理事のうち1人を理事長とし、1名以上3人以内を副理事長とすることができる。

(選任)

第3条 理事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(構成)

第4条 理事のうちには、それぞれの理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の理事になることができない。

(職務)

第5条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(補則)

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

特定非営利活動法人全国救護活動研究会 倫理規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人全国救護活動研究会の定款第5条に基づく事業の実施にあたり、倫理について必要な事項を定め、この法人に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 この法人の役員及び従業員等は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 この法人は、利益相反を防止することを示すため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 この法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する会員又は役員を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第7条 この法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（ハラスメントの防止）

第10条 この法人の役職員は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びマタニティハラスメント等、各種ハラスメントの防止に努め、各種ハラスメントの存在を認知した場合には理事会で報告するとともに環境改善の措置を講じなければならない。

（研鑽）

第11条 この法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

（改廃）

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

履歴事項全部証明書

東京都あきる野市牛沼520番地8
特定非営利活動法人全国救護活動研究会

会社法人等番号	0131-05-001646	
名 称	特定非営利活動法人全国救護活動研究会	
主たる事務所	東京都あきる野市牛沼520番地8	
法人成立の年月日	平成28年2月12日	
目的等	目的及び事業 この法人は、広く一般市民、特に災害救護活動に関わる方々に対して、救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業、災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業等を行い、災害救護活動に関する技術、知識の向上と国民の生命の保護を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。 この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 社会教育の推進を図る活動 (2) 災害救援活動 (3) 国際協力の活動 (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。 (1) 救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業 (2) 災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業 (3) 国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	
役員に関する事項	理事 吉岡利征	令和 2年 1月15日就任
		令和 2年 2月12日登記
	理事 吉岡利征	令和 3年 1月 1日重任
		令和 3年 1月 8日登記
		令和 3年 7月 1日辞任
		令和 3年 7月 5日登記

東京都あきる野市牛沼520番地8
特定非営利活動法人全国救護活動研究会

	八 櫛 徳 二 郎 理事 八 櫛 徳 二 郎 理事	令和 3 年 7 月 1 日就任
		令和 3 年 7 月 5 日登記
		令和 5 年 1 月 1 日重任
		令和 5 年 1 月 6 日登記
登記記録に関する事項	設立	平成28年 2月12日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6 年 7 月 1 2 日
東京法務局西多摩支局
登記官

青 野 由 美



特定非営利活動法人全国救護活動研究会
令和 2 年度事業報告
控 簿

令和 3 年 12 月 27 日

東京都知事 殿



郵便番号 197-0826

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東京都あきる野市牛沼520番地8

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

代表者氏名 八櫛 徳二郎

電話番号

ファクシミリ番号

事業報告書等提出書

（令和2年度）

前事業年度（令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び特定非営利活動促進法施行条例第4条の規定に基づき、下記の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿

〒110-0016 東京都台東区台東1-38-9
イトーピア清洲橋通ビル 5F-9

小池行政書士事務所

行政書士 小池 純

TEL 050-3707-3651

FAX 050-3606-3658

（日本工業規格A列4番）

令和2年度 活動計算書
令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	55,000		
賛助会員受取会費	1,205,000	1,260,000	
2. 事業収益			
救護活動、救命活動等についての			
情報の提供に関する事業収益	0		
災害時における救護活動についての			
研修会、講習会等の企画、開催	53,700		
に関する事業収益		53,700	
国内外の災害救護活動に関わる個人、			
団体との協力、連絡、連携及び支援	0		
に関する事業収益			
3. 受取寄付金等			
受取寄付金	50,000	50,000	
4. その他収益			
受取利息	3		
雑収入	3,120,000	3,120,003	
経常収益計			4,483,703
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	960,000		
人件費計	960,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	39,279		
会議費	13,160		
旅費交通費	665,484		
通信費	342,302		
消耗品費	215,442		
修繕費	69,379		
研修費	8,800		
支払手数料	5,260		
雑費	45,318		
新聞図書費	1,091		
その他経費計	1,405,515		
事業費計		2,365,515	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
広告宣伝費	270,600		
会議費	0		
旅費交通費	48,565		
通信費	46,703		
消耗品費	371,719		
事務用品費	0		
修繕費	0		
新聞図書費	13,960		
支払手数料	287,136		
車両費	6,906		
保険料	33,730		
租税公課	40,200		
支払報酬料	436,430		
その他経費計	1,555,949		
管理費計		1,555,949	
経常費用計			3,921,464
当期経常増減額			562,239
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
繰延資産償却	877,582	877,582	
経常外費用計			877,582
当期正味財産増減額			-315,343
前期繰越正味財産額			-1,259,189
次期繰越正味財産額			-1,574,532

令和2年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業	災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業	国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	1,260,000	1,260,000
2. 事業収益	0	53,700	0	53,700	0	53,700
3. 受取寄附金等	0	0	0	0	50,000	50,000
4. その他収益	0	0	0	0	3,120,003	3,120,003
経常収益計	0	53,700	0	53,700	4,430,003	4,483,703
II 経常費用						
(1) 人件費						
給料手当	320,000	320,000	320,000	960,000	0	960,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0
人件費計	320,000	320,000	320,000	960,000	0	960,000
(2) その他経費						
広告宣伝費	0	0	0	0	270,600	270,600
印刷製本費	0	39,279	0	39,279	0	39,279
会議費	2,632	9,212	1,316	13,160	0	13,160
旅費交通費	0	532,388	133,096	665,484	48,565	714,049
通信費	68,460	273,842	0	342,302	46,703	389,005
消耗品費	43,088	150,810	21,544	215,442	371,719	587,161
保険料	0	0	0	0	33,730	33,730
研修費	0	8,800	0	8,800	0	8,800
支払手数料	1,754	1,753	1,753	5,260	287,136	292,396
交際費	0	0	0	0	0	0
事務用品費	0	0	0	0	0	0
修繕費	23,127	23,126	23,126	69,379	0	69,379
雑費	15,106	15,106	15,106	45,318	0	45,318
新聞図書費	1,091	0	0	1,091	13,960	15,051
車両費	0	0	0	0	6,906	6,906
租税公課	0	0	0	0	40,200	40,200
支払報酬料	0	0	0	0	436,430	436,430
その他経費計	155,258	1,054,316	195,941	1,405,515	1,555,949	2,961,464
経常費用計	475,258	1,374,316	515,941	2,365,515	1,555,949	3,921,464
当期経常増減額	-475,258	-1,320,616	-515,941	-2,311,815	2,874,054	562,239

令和2年度 貸借対照表

令和3年9月30日現在

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	43,656		
普通預金	318,932		
流 動 資 産 合 計		362,588	
2 固定資産			
建物	2,394,684		
車両運搬具	249,900		
工具器具備品	616,752		
固 定 資 産 合 計		3,261,336	
3 繰延資産			
創立費	0		
創業費	0		
繰 延 資 産 合 計		0	
資 産 合 計			3,623,924
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	143,000		
役員借入金	5,055,456		
流 動 負 債 合 計		5,198,456	
2 固定負債			
	0		
固 定 負 債 合 計		0	
負 債 合 計			5,198,456
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		-1,259,189	
当期正味財産増減額		-315,343	
正味財産合計			-1,574,532
負債及び正味財産合計			3,623,924

令和2度 財産目録

令和3年9月30日現在

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	43,656		
普通預金	318,932		
流 動 資 産 合 計		362,588	
2 固定資産			
建物	2,394,684		
車両運搬具	249,900		
工具器具備品	616,752		
固 定 資 産 合 計		3,261,336	
3 繰延資産			
創立費	0		
創業費	0		
繰 延 資 産 合 計		0	
資 産 合 計			3,623,924
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	143,000		
役員借入金	5,055,456		
流 動 負 債 合 計		5,198,456	
2 固定負債			
	0		
固 定 負 債 合 計		0	
負 債 合 計			5,198,456
正 味 財 産			-1,574,532

令和2年度

事業報告書

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1 事業の成果

令和2年度は、救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業として、インターネットや法人事務所内における救護活動、救命活動等についての情報の提供、相談の受付を継続しつつ、救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的としたコアメンバー会議の開催や会報誌の発行を通して、より多くの方々に対して、救護活動、救命活動等についての情報の提供を行って参りました。

また、災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業としては、主に新潟県、山口県において、メンタルタフネス・P I I Tトレーニング、中級幹部研修等を実施し、消防士、災害救護活動に関わる方々の知識、技術の普及と向上及び支援を図って参りました。

国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業としては、山口県消防学校への惨事ストレス対応、南魚沼サポート介入により、国内外の災害救護活動に関わる個人、団体の活動の支援に寄与して参りました。

令和3年度も引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めつつ、各事業を継続的、安定的に実施し、社会教育の推進、災害救援活動の基盤整備及び国際協力の推進を目指して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 2,365 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業	救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的としたコアメンバー会議の開催	令和2年 10月29日	東京都	11名	一般市民及び消防士、災害救護活動に関わる方々	不特定多数	475
	救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的とした会報誌の発行	令和2年 12月 令和3年 3月 8月	東京都	14名	一般市民及び消防士、災害救護活動に関わる方々	280人/回	
災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業	消防士、災害救護活動に関わる方々の知識、技術の向上を目的としたメンタルタフネス・P I I Tトレーニング等の企画、開催	令和2年 11月20日 令和3年 2月12日 6月24日	新潟県の消防学校	延べ 9名	消防士、災害救護活動に関わる方々	102人	1,374

国内外の災害 救護活動に関 わる個人、団体 との協力、連 絡、連携及び支 援に関する事 業	山口県消防学校への 惨事ストレス対応	令和2年 11月17日 ～18日	山口県の 消防学校	10名	消防士、 災害救護 活動に関 わる方々	54人	515
	南魚沼サポート介入	令和3年 4月3日 ～4日	新潟県	5名	消防士、 災害救護 活動に関 わる方々	108人	

令和2年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 どちらかに○	(フリガナ)	住所又は居所	前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
		氏名			
1	○理事・監事	ヤシ トシロウ		令和 3年 7月 1日	年 月 日
		八柳 徳二郎		～ 令和 3年 9月30日	年 月 日
2	○理事・監事	ナカムラ ナヤ		令和 2年10月 1日	年 月 日
		中村 直哉		～ 令和 3年 9月30日	年 月 日
3	○理事・監事	イトイ トモキ		令和 2年10月 1日	年 月 日
		糸井 友行		～ 令和 3年 9月30日	年 月 日
4	○理事・監事	ヨシカ トシユキ		令和 2年10月 1日	年 月 日
		吉岡 利征		～ 令和 3年 9月30日	年 月 日
5	○理事・監事	クマザワ ミツアキ		令和 2年10月 1日	年 月 日
		熊澤 光明		～ 令和 3年 9月30日	年 月 日
6	理事・○監事	ヤナギ ヒデオ		令和 2年10月 1日	年 月 日
		柳 英雄		～ 令和 3年 9月30日	年 月 日
7	理事・監事			平成 年 月 日	年 月 日
				～ 平成 年 月 日	年 月 日
8	理事・監事			平成 年 月 日	年 月 日
				～ 平成 年 月 日	年 月 日
9	理事・監事			平成 年 月 日	年 月 日
				～ 平成 年 月 日	年 月 日
10	理事・監事			平成 年 月 日	年 月 日
				～ 平成 年 月 日	年 月 日

社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	八柳 徳二郎	
2	中村 直哉	
3	糸井 友行	
4	吉岡 利征	
5	熊澤 光明	
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

特定非営利活動法人全国救護活動研究会
令和3年度
事業報告及び役員の変更等届出
控 簿

令和 4 年 12 月 27 日

東京都知事 殿



郵便番号 197-0826

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東京都あきる野市牛沼520番地8

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

代表者氏名 八瀬 徳二郎

電話番号

ファクシミリ番号

事業報告書等提出書

（令和3年度）

前事業年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び特定非営利活動促進法施行条例第4条の規定に基づき、下記の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿

〒110-0016 東京都台東区台東 1-38-9
イトーピア清洲橋通ビル 5F-9

小池行政書士事務所

行政書士 小池 純

TEL 050-3707-3651

FAX 050-3606-3658

（日本工業規格A列4番）

令和3年度

事業報告書

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1 事業の成果

令和2年度は、昨年度に引き続き、救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業として、インターネットや法人事務所内における救護活動、救命活動等についての情報の提供、相談の受付を継続しつつ、救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的としたコアメンバー会議の開催や会報誌の発行を通して、より多くの方々に対して、救護活動、救命活動等についての情報の提供を継続して行っていました。

災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業としては、東京都、千葉県、新潟県において、メンタルタフネス・P I I Tトレーニング、第18回CSMRスタッフコース及び消防学校認定コースを実施し、消防士、災害救護活動に関わる方々の知識、技術の普及と向上及び活動の支援に寄与して参りました。

国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業としては、静岡県、山口県消防学校への惨事ストレス対応や防災マップの作成を通して、国内外の災害救護活動に関わる個人、団体の活動の支援を行って参りました。

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、各事業を継続的、発展的に実施し、社会教育の推進、災害救援活動の基盤整備及び国際協力の推進に寄与して参ります。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,612】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業	救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的としたコアメンバー会議の開催	令和3年 11月14日	東京都	11名	一般市民及び消防士、災害救護活動に関わる方々	不特定多数	475
	救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的とした会報誌の発行	令和3年 12月 令和4年 3月 8月	東京都	3名	一般市民及び消防士、災害救護活動に関わる方々	211人/回	
災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業	消防士、災害救護活動に関わる方々の知識、技術の向上を目的としたメンタルタフネス・P I I Tトレーニング等の企画、開催	令和3年 11月30日 令和4年 2月15日 6月18日 ～19日 9月9日	東京都、千葉県、新潟県の消防学校	延べ 32名	消防士、災害救護活動に関わる方々	142人	1,374

国内外の災害 救護活動に関 わる個人、団体 との協力、連 絡、連携及び支 援に関する事 業	静岡県、山口県の消防 学校、消防本部等への 惨事ストレス対応	令和3年 12月12日 ～14日 令和4年 8月22日 ～23日	静岡県、 山口県内 の消防学 校、消防 本部等	2名	消防士、 災害救護 活動に関 わる方々	約60人 ／回	515
---	--------------------------------------	---	-------------------------------------	----	------------------------------	------------	-----

令和3年度 活動計算書
令和3年10月1日から令和4年9月30日まで

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	55,000		
賛助会員受取会費	1,010,000	1,065,000	
2 事業収益			
救護活動、救命活動等についての 情報の提供に関する事業収益	0		
災害時における救護活動についての 研修会、講習会等の企画、開催 に関する事業収益	250,300		
国内外の災害救護活動に関わる個人、 団体との協力、連絡、連携及び支援 に関する事業収益	0	250,300	
3 受取寄付金等			
受取寄付金	40,000	40,000	
4. その他収益			
受取利息	2		
雑収入	288,000	288,002	
経常収益計			1,643,302
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	960,000		
人件費計	960,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	77,821		
会議費	14,790		
旅費交通費	111,574		
通信費	83,848		
消耗品費	230,786		
修繕費	0		
研修費	0		
支払手数料	34,050		
雑費	25,000		
新聞図書費	45,540		
交際費	18,207		
リース料	10,780		
その他経費計	652,396		
事業費計		1,612,396	
2 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
広告宣伝費	79,940		
会議費	0		
旅費交通費	6,001		
通信費	99,100		
消耗品費	146,464		
事務用品費	0		
修繕費	27,044		
新聞図書費	11,958		
支払手数料	77,127		
車両費	110,754		
保険料	70,590		
租税公課	39,921		
支払報酬料	170,200		
その他経費計	839,099		
管理費計		839,099	
経常費用計			2,451,495
当期経常増減額			-808,193
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額			-808,193
前期繰越正味財産額			-1,574,532
次期繰越正味財産額			-2,382,725

令和3年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業	災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業	国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	1,065,000	1,065,000
2. 事業収益	0	250,300	0	250,300	0	250,300
3. 受取寄附金等	0	0	0	0	40,000	40,000
4. その他収益	0	0	0	0	288,002	288,002
経常収益計	0	250,300	0	250,300	1,393,002	1,643,302
II 経常費用						
(1) 人件費						
給料手当	320,000	320,000	320,000	960,000	0	960,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0
人件費計	320,000	320,000	320,000	960,000	0	960,000
(2) その他経費						
広告宣伝費	0	0	0	0	79,940	79,940
印刷製本費	0	77,821	0	77,821	0	77,821
会議費	2,958	10,353	1,479	14,790	0	14,790
旅費交通費	0	89,259	22,315	111,574	6,001	117,575
通信費	16,770	67,078	0	83,848	99,100	182,948
消耗品費	46,157	161,550	23,079	230,786	146,464	377,250
保険料	0	0	0	0	70,590	70,590
研修費	0	0	0	0	0	0
支払手数料	11,350	11,350	11,350	34,050	77,127	111,177
事務用品費	0	0	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0	27,044	27,044
雑費	8,333	8,334	8,333	25,000	0	25,000
新聞図書費	45,540	0	0	45,540	11,958	57,498
交際費	6,069	6,069	6,069	18,207	0	18,207
リース料	0	10,780	0	10,780	0	10,780
車両費	0	0	0	0	110,754	110,754
租税公課	0	0	0	0	39,921	39,921
支払報酬料	0	0	0	0	170,200	170,200
その他経費計	137,177	442,594	72,625	652,396	839,099	1,491,495
経常費用計	457,177	762,594	392,625	1,612,396	839,099	2,451,495
当期経常増減額	-457,177	-512,294	-392,625	-1,362,096	553,903	-808,193

令和3年度 貸借対照表

令和4年9月30日現在

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	192,668		
流 動 資 産 合 計		192,668	
2 固定資産			
建物	2,394,684		
車両運搬具	249,900		
工具器具備品	860,552		
固 定 資 産 合 計		3,505,136	
3 繰延資産			
創立費	0		
創業費	0		
繰 延 資 産 合 計		0	
資 産 合 計			3,697,804
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	275,000		
役員借入金	5,805,529		
流 動 負 債 合 計		6,080,529	
2 固定負債			
	0		
固 定 負 債 合 計		0	
負 債 合 計			6,080,529
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		-1,574,532	
当期正味財産増減額		-808,193	
正味財産合計			-2,382,725
負債及び正味財産合計			3,697,804

令和3年度 財産目録

令和4年9月30日現在

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	192,668		
流動資産合計		192,668	
2 固定資産			
建物	2,394,684		
車両運搬具	249,900		
工具器具備品	860,552		
固定資産合計		3,505,136	
3 繰延資産			
創立費	0		
創業費	0		
繰延資産合計		0	
資産合計			3,697,804
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	275,000		
役員借入金	5,805,529		
流動負債合計		6,080,529	
2 固定負債			
	0		
固定負債合計		0	
負債合計			6,080,529
正味財産			-2,382,725

令和3年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

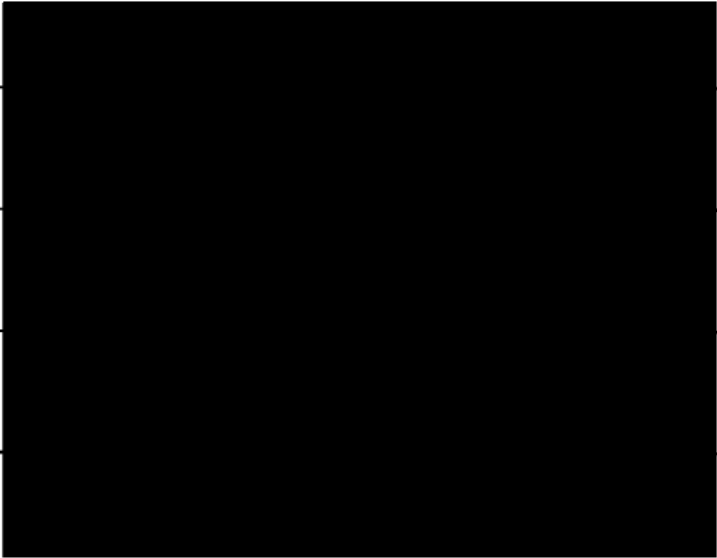
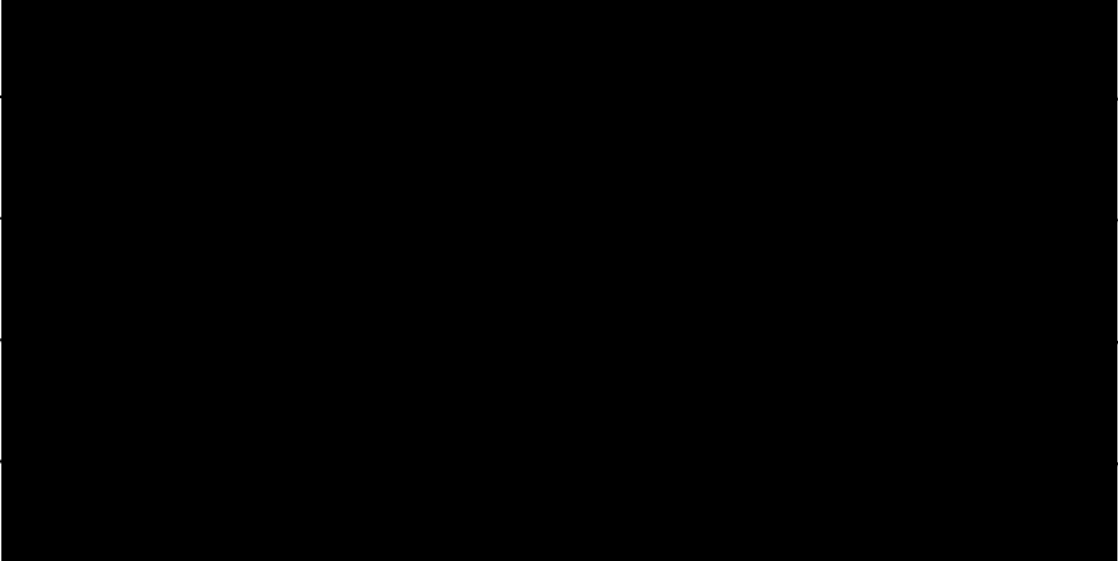
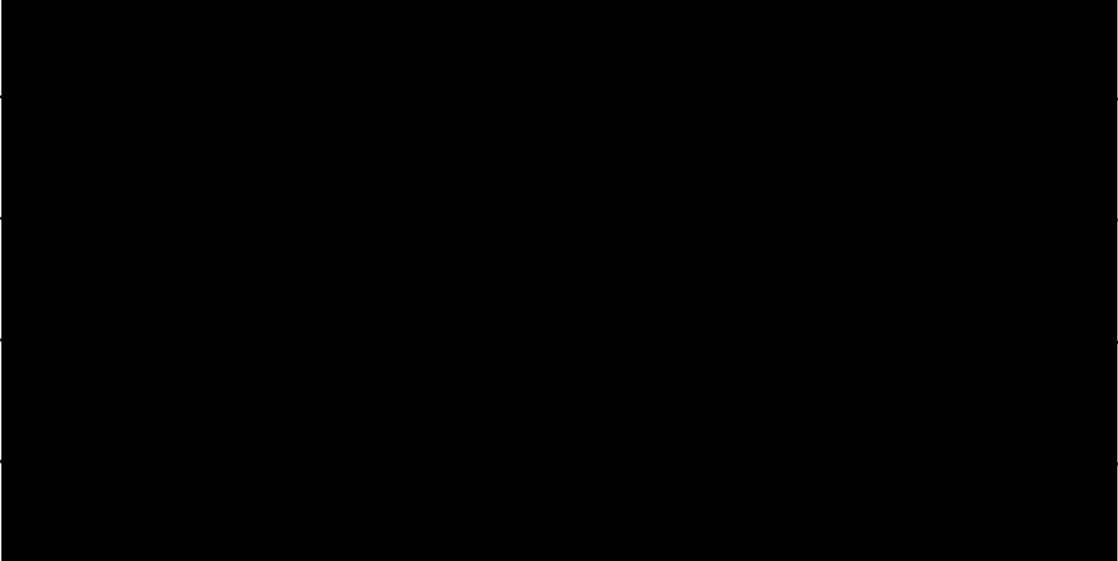
- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 どちらかに○	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
1	○理事・監事	ヤシ トクジロウ 八櫛 徳二郎		令和 3年10月 1日 ～ 令和 4年 9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
2	○理事・監事	ナカム ナヤ 中村 直哉		令和 3年10月 1日 ～ 令和 4年 9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
3	○理事・監事	イト トモキ 糸井 友行		令和 3年10月 1日 ～ 令和 4年 9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
4	○理事・監事	ヨシカ トシキ 吉岡 利征		令和 3年10月 1日 ～ 令和 4年 9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
5	○理事・監事	クマザワ ミツアキ 熊澤 光明		令和 3年10月 1日 ～ 令和 4年 9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
6	理事 ○監事	ヤナギ ヒデオ 柳 英雄		令和 3年10月 1日 ～ 令和 4年 9月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
7	理事・監事			平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
8	理事・監事			平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
9	理事・監事			平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
10	理事・監事			平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日

社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	八櫛 徳二郎	
2	中村 直哉	
3	糸井 友行	
4	吉岡 利征	
5	熊澤 光明	
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

令和 5 年 1 月 12 日

東京都知事 殿



郵便番号 197-0826

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東京都あきる野市牛沼520番地8

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

代表者氏名 八櫛 徳二郎

電話番号

ファクシミリ番号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

変更新月日 変更事項	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所
令和5年 1月1日 再任	理事	(ヤクシ トクジロウ) 八櫛 徳二郎	
令和5年 1月1日 再任	理事	(ナカムラ ナオヤ) 中村 直哉	
令和5年 1月1日 再任	理事	(イトイ トモユキ) 糸井 友行	
令和5年 1月1日 再任	理事	(ヨシオカ トシユキ) 吉岡 利征	

〒110-0016 東京都台東区台東 1-38-9
小池行政書士事務所

行政書士 小池 純

TEL 050-3707-3657

FAX 050-3606-3658

(日本工業規格 A 列 4 番)

1. 姓名: 王 明

2. 性别: 男

3. 出生日期: 1945年10月10日

4. 籍贯: 山东省济南市

5. 民族: 汉族

6. 职业: 教师

7. 学历: 本科

个人简历

本人于1968年毕业于山东省师范学院，分配到山东省某中学任教。1978年调入某大学任教。1988年调入某研究所任研究员。1998年调入某公司任经理。2008年调入某公司任经理。2018年调入某公司任经理。

姓名	性别	出生日期	籍贯
王 明	男	1945-10-10	山东济南
李 华	女	1950-05-20	河南郑州
张 强	男	1955-08-15	河北石家庄
赵 伟	男	1960-03-10	江苏南京
孙 丽	女	1965-12-05	浙江杭州
周 涛	男	1970-07-25	湖北武汉
吴 敏	女	1975-01-18	湖南长沙
郑 宇	男	1980-09-08	四川成都
冯 娜	女	1985-04-12	广东广州
陈 昊	男	1990-11-03	福建厦门

以上信息属实，特此声明。
声明人: 王 明
日期: 2023年10月10日

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

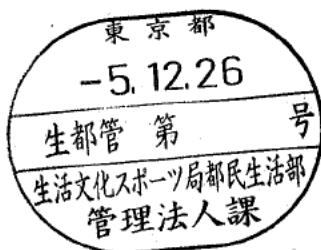
☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
1	☒ 理事 ☐ 監事	ヤクシ トクジロウ 八櫛 徳二郎		有・ ☐ 無	理事長
2	☒ 理事 ☐ 監事	ヨシオカ トシユキ 吉岡 利征		有・ ☐ 無	
3	☒ 理事 ☐ 監事	ナカムラ ナオヤ 中村 直哉		有・ ☐ 無	
4	☒ 理事 ☐ 監事	イトイ トモユキ 糸井 友行		有・ ☐ 無	
5	☒ 理事 ☐ 監事	クマザワ ミツアキ 熊澤 光明		有・ ☐ 無	
6	理事 ☒ 監事	ヤナギ ヒデオ 柳 英雄		有・ ☐ 無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和 5 年 12 月 25 日

東京都知事 殿



郵便番号 197-0826

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東京都あきる野市牛沼520番地8

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

代表者氏名 八櫛 徳二郎

電話番号

ファクシミリ番号

事業報告書等提出書

（令和4年度）

前事業年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び特定非営利活動促進法施行条例第4条の規定に基づき、下記の書類を提出します。

記

- 1 事業報告書
- 2 活動計算書
- 3 貸借対照表
- 4 財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿

〒110-0016 東京都台東区台東 1-38-9
イトーピア清洲橋通ビル 5F-9

小池行政書士事務所

行政書士 小池 純一

TEL 050-3707-3651

FAX 050-3606-3658

（日本工業規格A列4番）

令和4年度

事業報告書

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1 事業の成果

令和4年度は、救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業として、インターネットや会報誌、ラジオ番組などを活用し、救護活動、救命活動等についての情報の提供及び相談の受付、救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的としたコアメンバー会議の開催し、多くの方々に対して、救護活動、救命活動等についての情報の提供と知識の向上に寄与して参りました。

災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業としては、活動範囲を拡充し、東京都、千葉県、埼玉県や兵庫県、福岡県などにおいて、消防学校認定コース、ピアミーティング、メンタルタフネス・P I I Tトレーニング、CSMRベーシックコース・スタッフ養成コース及び講演会を実施し、より多くの消防士、災害救護活動に関わるの方々に対して、知識、技術の普及と向上、活動の支援を行って参りました。

国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業としては、京都府、北海道消防学校への惨事ストレス対応、あきる野市町内会防災訓練への指導協力棟を通して、国内外の災害救護活動に関わる個人、団体の活動の支援を図って参りました。

令和5年度は、各事業を継続的に実施すると共に、新たに学術会議の立ち上げなどを通して、より広く、より多くの方々に対し、災害、防災に関する知識や防災意識の向上、地域防災体制の拡充及び災害救援活動の基盤整備の推進に寄与して参りたいと考えております。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【3,850】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業	救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的としたコアメンバー会議の開催	令和4年 10月27日 令和5年 7月10日	東京都及び千葉県	8名	一般市民及び消防士、災害救護活動に関わる方々	6人／回	546
	救護活動、救命活動等についての情報の提供を目的とした会報誌の発行	令和4年 12月 令和5年 4月 9月	東京都	2名	一般市民及び消防士、災害救護活動に関わる方々	不特定多数	
	防災に関する情報提供を目的としたラジオ番組への参加	令和5年 7月2日 8月13日	東京都	2名／回	一般市民	不特定多数	

災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業	消防士、災害救護活動に関わる方々の知識、技術の向上を目的とした消防学校認定コース、ピアミーティング及び講演会等の企画、開催	令和4年 9月9日 11月19日 ～21日 23日 令和5年 1月16日 ～17日 26日 ～27日 2月6日 25日 ～26日 3月11日 ～12日 25日 8月19日 ～20日 9月7日 ～8日	東京都、千葉県、埼玉県、静岡県、山梨県、新潟県、兵庫県、福岡県の消防学校	延べ 168名	消防士、災害救護活動に関わる方々	506人	2,808
国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	あきる野市町内会防災訓練への指導協力	令和4年 1月21日 2月12日 3月5日	東京都あきる野市	2名／回	東京都あきる野市の一般市民	190人	495
	消防士、災害救護活動に関わる方々のメンタルサポート等を目的としたNPO R O相談所の開設	令和4年 11月18日 22日	東京都	2名／回	消防士、災害救護活動に関わる方々	不特定多数	
	京都府、北海道の消防学校、消防本部等への惨事ストレス対応	令和5年 5月26日 ～27日 7月20日 ～23日	京都府、北海道内の消防学校、消防本部等	延べ 7名	消防士、災害救護活動に関わる方々	不特定多数	

令和4年度 活動計算書
令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	1,304,687	1,304,687	
2. 事業収益			
救護活動、救命活動等についての 情報の提供に関する事業収益	0		
災害時における救護活動についての 研修会、講習会等の企画、開催 に関する事業収益	3,417,190		
国内外の災害救護活動に関わる個人、 団体との協力、連絡、連携及び支援 に関する事業収益	0	3,417,190	
3. 受取寄付金等			
受取寄付金	330,000	330,000	
4. その他収益			
受取利息	1	1	
経常収益計			5,051,878
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	960,000		
人件費計	960,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	28,640		
会議費	33,158		
旅費交通費	895,800		
通信運搬費	149,902		
消耗品費	483,483		
修繕費	16,127		
賃借料	113,940		
支払手数料	282,400		
雑費	887,021		
新聞図書費	0		
交際費	0		
リース料	0		
その他経費計	2,890,471		
事業費計		3,850,471	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当	320,000		
役員報酬	0		
人件費計	320,000		
(2) その他経費			
広告宣伝費	158,400		
会議費	0		
旅費交通費	108,915		
通信運搬費	1,210		
消耗品費	53,236		
事務用品費	0		
修繕費	0		
新聞図書費	10,000		
支払手数料	247,984		
車両費	19,093		
保険料	0		
租税公課	0		
支払報酬料	0		
その他経費計	598,838		
管理費計		918,838	
経常費用計			4,769,309
当期経常増減額			282,569
III 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期正味財産増減額			282,569
前期繰越正味財産額			-2,382,725
次期繰越正味財産額			-2,100,156

令和4年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	救護活動、救命活動等についての情報の提供に関する事業	災害時における救護活動についての研修会、講習会等の企画、開催に関する事業	国内外の災害救護活動に関わる個人、団体との協力、連絡、連携及び支援に関する事業	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	0	0	0	0	1,304,687	1,304,687
2. 事業収益	0	3,417,190	0	3,417,190	0	3,417,190
3. 受取寄附金等	0	0	0	0	330,000	330,000
4. その他収益	0	0	0	0	1	1
経常収益計	0	3,417,190	0	3,417,190	1,634,688	5,051,878
II 経常費用						
(1) 人件費						
給料手当	320,000	320,000	320,000	960,000	320,000	1,280,000
役員報酬	0	0	0	0	0	0
人件費計	320,000	320,000	320,000	960,000	320,000	1,280,000
(2) その他経費						
広告宣伝費	0	0	0	0	158,400	158,400
印刷製本費	28,640	0	0	28,640	0	28,640
会議費	0	33,158	0	33,158	0	33,158
旅費交通費	0	786,190	109,610	895,800	108,915	1,004,715
通信運搬費	115,372	34,530	0	149,902	1,210	151,112
消耗品費	21,567	461,916	0	483,483	53,236	536,719
保険料	0	0	0	0	0	0
賃借料	3,900	110,040	0	113,940	0	113,940
支払手数料	55,721	215,019	11,660	282,400	247,984	530,384
事務用品費	0	0	0	0	0	0
修繕費	0	16,127	0	16,127	0	16,127
雑費	1,754	831,296	53,971	887,021	0	887,021
新聞図書費	0	0	0	0	10,000	10,000
交際費	0	0	0	0	0	0
リース料	0	0	0	0	0	0
車両費	0	0	0	0	19,093	19,093
租税公課	0	0	0	0	0	0
支払報酬料	0	0	0	0	0	0
その他経費計	226,954	2,488,276	175,241	2,890,471	598,838	3,489,309
経常費用計	546,954	2,808,276	495,241	3,850,471	918,838	4,769,309
当期経常増減額	-546,954	608,914	-495,241	-433,281	715,850	282,569

令和4年度 貸借対照表

令和5年9月30日現在

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	268,706		
立替金	243,800		
流 動 資 産 合 計		512,506	
2 固定資産			
建物	2,394,684		
車両運搬具	249,900		
工具器具備品	860,552		
固 定 資 産 合 計		3,505,136	
3 繰延資産			
創立費	0		
創業費	0		
繰 延 資 産 合 計		0	
資 産 合 計			4,017,642
II 負債の部			
1 流動負債			
役員借入金	6,117,798		
流 動 負 債 合 計		6,117,798	
2 固定負債			
	0		
固 定 負 債 合 計		0	
負 債 合 計			6,117,798
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		-2,382,725	
当期正味財産増減額		282,569	
正味財産合計			-2,100,156
負債及び正味財産合計			4,017,642

令和4度 財産目録

令和 5 年 9 月 3 0 日現在

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	268,706		
立替金	243,800		
流 動 資 産 合 計		512,506	
2 固定資産			
建物	2,394,684		
車両運搬具	249,900		
工具器具備品	860,552		
固 定 資 産 合 計		3,505,136	
3 繰延資産			
創立費	0		
創業費	0		
繰 延 資 産 合 計		0	
資 産 合 計			4,017,642
II 負債の部			
1 流動負債			
役員借入金	6,117,798		
流 動 負 債 合 計		6,117,798	
2 固定負債			
	0		
固 定 負 債 合 計		0	
負 債 合 計			6,117,798
正 味 財 産			-2,100,156

令和4年度年間役員名簿

（前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
特定非営利活動法人全国救護活動研究会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

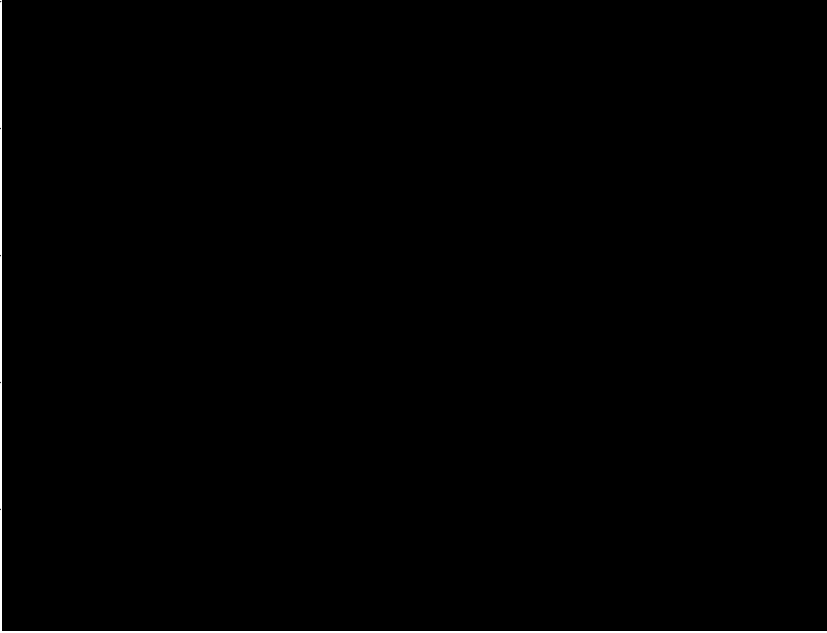
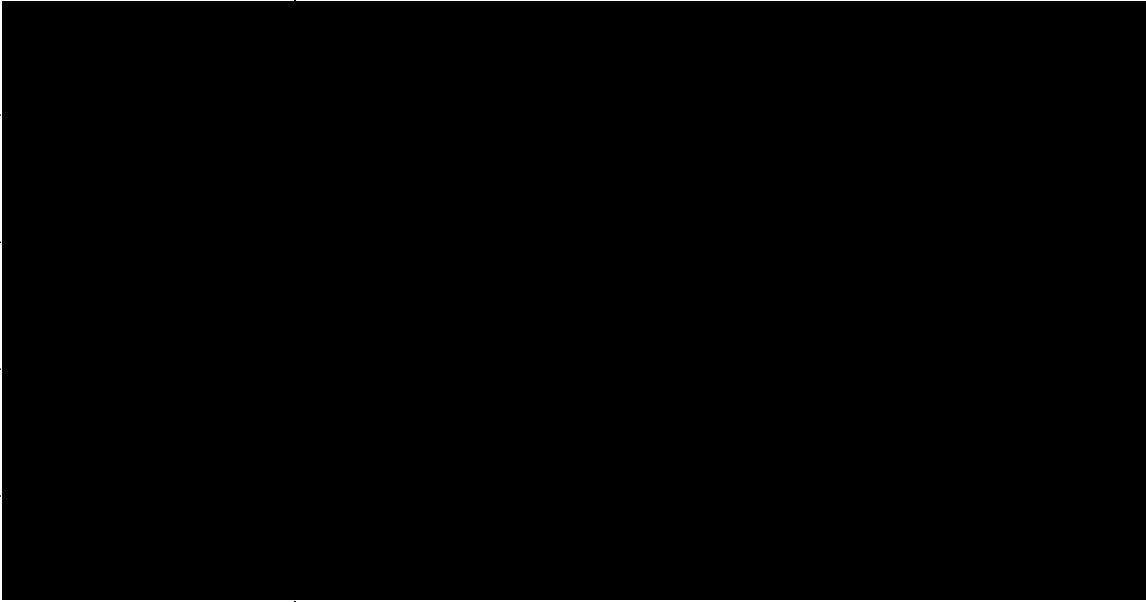
- ☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 どちらかに○	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
1	○ 理事 ・監事	ヤクシ トクジロウ		令和 4年10月 1日	年 月 日
		八櫛 徳二郎		～ 令和 5年 9月30日	年 月 日
2	○ 理事 ・監事	ナカムラ ナヤ		令和 4年10月 1日	年 月 日
		中村 直哉		～ 令和 5年 9月30日	年 月 日
3	○ 理事 ・監事	イトイ トモキ		令和 4年10月 1日	年 月 日
		糸井 友行		～ 令和 5年 9月30日	年 月 日
4	○ 理事 ・監事	ヨシカ トシユキ		令和 4年10月 1日	年 月 日
		吉岡 利征		～ 令和 5年 9月30日	年 月 日
5	○ 理事 ・監事	クマザワ ミツアキ		令和 4年10月 1日	年 月 日
		熊澤 光明		～ 令和 5年 9月30日	年 月 日
6	理事 ○ 監事	ヤギ ヒデオ		令和 4年10月 1日	年 月 日
		柳 英雄		～ 令和 5年 9月30日	年 月 日
7	理事・監事			平成 年 月 日	年 月 日
				～ 平成 年 月 日	年 月 日
8	理事・監事			平成 年 月 日	年 月 日
				～ 平成 年 月 日	年 月 日
9	理事・監事			平成 年 月 日	年 月 日
				～ 平成 年 月 日	年 月 日
10	理事・監事			平成 年 月 日	年 月 日
				～ 平成 年 月 日	年 月 日

社員名簿（社員のうち10人以上の者の名簿）

特定非営利活動法人全国救護活動研究会

	氏 名	住 所 又 は 居 所
1	八櫛 徳二郎	
2	中村 直哉	
3	糸井 友行	
4	吉岡 利征	
5	熊澤 光明	
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		